

介護予防・日常生活支援総合事業や介護サービスを利用するには

本人又は家族から、相談の目的、日頃の生活状況や心身の状態について聞き取りを行い、総合事業や要介護（要支援）認定の申請手続きを行います。まずは地域包括支援センターや保健福祉課介護保険係、高齢者支援係に相談ください。

持ち物：介護保険被保険者証
(45歳以上65歳未満の方は不要)

①相談

②基本チェックリストの実施

地域包括支援センターが、基本チェックリスト（25項目）により聞き取りを行います。

②申請（要支援・要介護認定）

洗顔や歯磨き、排せつや入浴、着替えなど自分の身の回りのことを行う際に、家族などの声かけやお手伝いがどの程度必要かが、“要介護（要支援）認定のものさし”になります。

事業対象者に該当

日常生活に必要な機能や社会とのかかわり等【生活機能】の軽微な低下がみられる場合は、事業対象者に該当します。

事業対象者に該当した場合、速やかにサービスを利用することができます。

③認定調査の実施、主治医意見書の依頼

本人の心身の状態確認のため、自宅や入院先に認定調査員が認定調査（74項目）に伺います。

併せて町が主治医に意見書を依頼します。

④審査判定 ～ ⑤認定通知

認定調査票と主治医意見書が揃ったら、介護認定審査会で、要介護（要支援）認定を審査します。その後、認定結果を郵送します。

(申請から結果の郵送まで、約1か月かかります)

要支援1・2、要介護1～5 認定

③ケアプランの作成

④総合事業のサービス利用開始

事業対象者と、要支援1・要支援2の方が総合事業を利用することができます。

⑥ケアプランの作成

⑦介護サービスの利用開始

施設入所を希望する場合は、家族が直接、施設に入所申込みします。

介護予防・日常生活支援
総合事業 P14～

在宅サービス
P19～

地域密着型サービス
P27～

施設入所サービス
P25～

※総合事業の事業対象者や要介護認定・要支援認定が非該当になった場合は、一般介護予防事業が利用できます。

介護保険証と負担割合証を確認しましょう

■ 在宅介護サービスの1か月の支給限度額

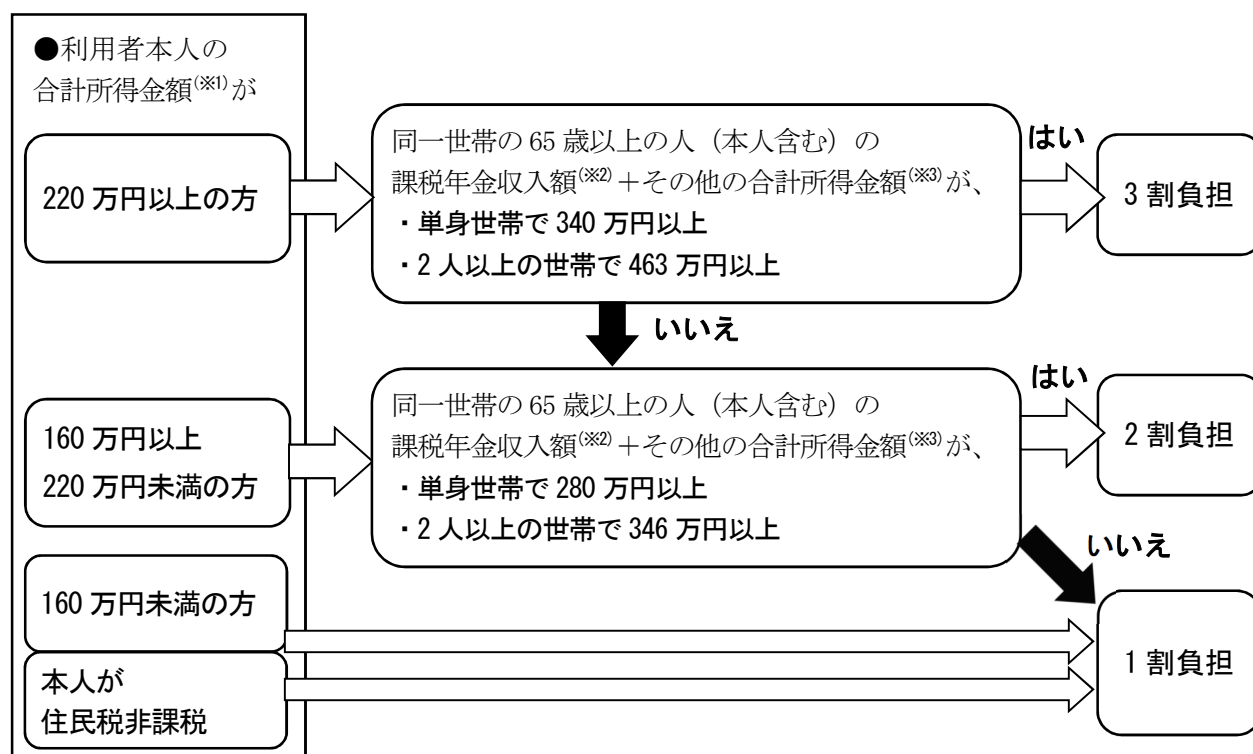
事業対象者	50,320 円	要介護 1	167,650 円
要支援 1	50,320 円	要介護 2	197,050 円
要支援 2	105,310 円	要介護 3	270,480 円
		要介護 4	309,380 円
		要介護 5	362,170 円

■ 介護保険負担割合証

所得に応じて利用者負担が1～3割に区分されます。

要支援・要介護の認定を受けている方、または事業対象者となった方については、全員に各自の負担割合（1～3割）を記載した「介護保険負担割合証」を送付いたします。介護サービスを利用される際に、介護保険被保険者証と一緒にケアマネジャーやサービス提供事業所に提示してください。 ※64歳以下の方の利用者負担割合は1割です。

◆ 所得に応じた利用者負担の割合 ◆



※1 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額（※1）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

※2 課税年金収入額とは、老齢（退職）年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。

※3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額（※1）から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

担当：保健福祉課介護保険係

【庄内町介護予防・日常生活支援総合事業】

高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして要介護状態にならないようにするために、庄内町では「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を実施しています。

1. 総合事業を利用できる方（介護予防・生活支援サービス）

- 要支援1・2の認定を受けた方
- 基本チェックリスト（25項目の簡単な質問）で健康状態などを確認した結果、「事業対象者」に該当した方
- ※ 訪問型サービスB及び通所型サービスBについては、要介護1～5の認定を受けた方も利用できる場合があります

2. 総合事業で利用できるサービス

訪問型サービス【従前相当・A型】

■従前相当（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパー等が利用者の自宅を訪問し、身体介護（食事や洗濯、買い物、調理など）を行い、利用者ができることが増えるように支援します。

■A型（生活援助のみのホームヘルプサービス）

生活援助（掃除や洗濯、買い物、調理など）が必要な方の自宅をホームヘルパー等が訪問し、サービスを提供します。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A型
丸岡医院訪問介護事業所	22-2730	酒田市亀ヶ崎7丁目4-22	○	
介護老人保健施設 徳田山介護センター	61-4161	酒田市相沢字道脇7	○	○
ヘルパーセンター アライブ	0235-33-8826	鶴岡市昭和町7-16	○	○
介護センターほほえみ	45-0585	庄内町余目字大塚1-2	○	○
庄内たがわ農業協同組合	0235-33-8165	鶴岡市上藤島字備中下3-1	○	

訪問型サービスB（住民ボランティアによる生活援助）

地域の住民が主体となり、利用者の居宅に訪問して生活援助（掃除や洗濯、買い物、調理など）を行います。

実施団体名	電話番号	備考
はっぴいサポート	090-4317-9288	※詳細はP17に掲載しています。

訪問型サービスC（原則 3 か月の短期集中予防サービス）

作業療法士などのリハビリ専門職が利用者の自宅を訪問し、短期間、集中的に心身の機能の改善を図り、日常生活で自立することを目的とするサービスです。

【利用料金】 週 1 回 500 円

事業所名	電話番号	住所
訪問リハビリテーションいでは	0235-62-3789	鶴岡市羽黒町荒川字谷地堰 42-4
(一社) リハビリテーションスタッフサービス	090-1608-6344	庄内町余目新田字東町 48-6

通所型サービス【従前相当・A型】

■従前相当（デイサービス）

デイサービスセンターで、食事や入浴などのサービスのほか、生活機能の維持・向上のための体操や筋力トレーニングなどを提供します。入浴や食事の支援が必要な方が利用します。

■A型（入浴を含まないデイサービス）

デイサービスセンターで、交流や簡単な体操、レクリエーションなど（1 回 2 時間以上）を提供します。入浴のお手伝いなど、身体介護を必要としない方が利用します。

事業所名	電話番号	住所	従前相当	A型
酒田市デイサービスセンター松山	62-2843	酒田市字西田 6		○
パワーリハデイサービス酒田	21-0305	酒田市こあら 3 丁目 1-5	○	
山水園指定通所介護事業所	56-3524	庄内町狩川字笠山 433-3	○	○
デイサービスぼぼろ	0235-64-8978	鶴岡市大東町 3-17	○	○
介護予防センターさくらの里	61-4871	酒田市山田 32-2	○	○
介護予防センターさくら広野	92-4531	酒田市広野字末広 102-1	○	○
介護予防センターさくら	22-3520	酒田市山居 2-1-7	○	○
ソラーナデイサービスセンター	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	○	○
デイサービスセンターすずかぜ	28-8067	酒田市東両羽町 6-2	○	○
デイサービス えがお・デ・あいと	0235-33-8165	鶴岡市長沼字宮前 23-1	○	
介護予防センターさくら東泉	31-9130	酒田市東泉町 6-1-9	○	○
丸岡医院通所介護事業所いぶき	25-5702	酒田市亀ヶ崎 6 丁目 9-15	○	○
福祉のひろば	33-2579	酒田市穂積字上市神 139-5	○	○

通所型サービスB（住民ボランティアによるミニデイサービス）

地域の住民が主体となり、介護予防や生きがいつくりの活動を行っています。仲間づくりや社会参加のひとつとして、外出の機会が減ってしまった方におすすめです。

※ 詳細は P18 に掲載しています。

その他生活支援サービス

■配食・見守りサービス

弁当や総菜などの宅配を行いながら、健康状態や日常生活の見守りを行い、必要に応じて、家族や関係機関へ連絡します。外出や調理が困難な方が、利用できます。

事業所名	電話番号	住所	料金
余目町農業協同組合（便利便）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172	112 円
道の駅しょうない 風車市場	56-3039	庄内町狩川字外北割 97-1	112 円 ※清川・立谷沢 地区は 200 円
主婦の店 狩川店	56-2014	庄内町狩川字大釜 7-1	112 円

- ※ 原則週 1 回利用。最大で週 2 回利用も可能です。
- ※ 利用料金以外に、配達物品の購入費がかかります。
- ※ 配達区域については、事業所にお問い合わせください。





訪問型サービスB「住民ボランティアによる生活援助」を紹介！

◆はっぴいサポート◆

高齢者の方々が安心して暮らすことが出来るよう、日常生活の困りごとの手助けをする活動（家事援助、話し相手、外出支援など）を行う、有償ボランティア団体です。



利用対象

庄内町余目第1～第3学区の65歳以上の方のみの世帯で、次の条件にあてはまる方が対象となります。（認知症・身体障害などで症状が重い方は対象外とさせていただきます。）

※「申請書」、「同意書」、「状況確認書」の提出をお願いいたします。

- ・ 家族や知人から支援を受けることが困難で、日常生活の手助けが必要な方
- 外出支援の場合
 - ・ 公共交通を利用して1人で外出するのが困難な方
 - ・ 通院、買い物中も付添いが必要な方

年会費・利用料

年会費：1,000円（初年度のみ初回登録料と合わせて2,000円）
 利用料：1時間700円（1時間を超えてからは、30分単位で計算）
 ※6月利用分より、ガソリン代実費分をいただきます。

活動日時・活動範囲

《日時》月～金：午前9時～午後4時、土日祝・年末年始：休み
 《範囲》庄内町余目第1～第3学区及び酒田市内

依頼可能内容

- ・ 話し相手 ・ 掃除（屋内） ・ 買い物代行 ・ 片付け（屋内）
- ・ 外出支援（通院、買い物の外出時付添い） ※送迎付きの場合は要相談
- ・ その他 ※記載以外の支援については要相談

集金方法

1か月の利用を月末にまとめ、翌月10日まで集金に伺います。



利用の注意

- ・ 初めての依頼の際には、利用開始前に状況等の聞き取りのため面談をさせていただきます。
- ・ 家族や知人からの支援、公共交通の利用が可能な場合はそちらを優先していただくため、状況によってはお断りさせていただく場合があります。
- ・ 登録後、利用開始するまでは、登録解除、年会費の返却が可能です。
- ・ 予約は3日前までにお電話ください。
- ・ お互いに思いやりを持ったご利用をお願いいたします。

はっぴいサポート事務局
 受付・問合せ
 090-4317-9288

通所型サービスB 広域的な「通いの場」を紹介!



御殿町いきいき百歳体操おもと会



日時:毎週金曜日 10:00~12:00

場所:御殿町公民館(余目字町 214)

利用料:100 円(1 回) ※食事は別料金

[活動内容]

いきいき百歳体操、かみかみ百歳体操などを実施。体操の講師による指導もあります。月に 1 回、茶話会も行っています!

通いの場「ひょうたん島」



日時:毎週木曜日 10:00~12:00

場所:余目字上猿田 32

利用料:200 円(1 回) ※食事は 500 円

[活動内容]

ゲーム、漫談、映画など週変わりて様々なメニューを実施。手作りおやつでの茶話会、毎月1回の食事会など楽しんでます!

ぐるっと健康広場

日時:毎週木曜日 10:00~12:00

場所:余目第二まちづくりセンター(払田字サビ 40)

利用料:無料 ※食事は 200 円

[活動内容]

いきいき百歳体操を中心に軽スポーツや様々な体操を実施。うたごえ喫茶などの特別企画も行います!



健(すこやか)サロン



日時:毎週水曜日 9:30~11:30

場所:三ヶ沢公民館(三ヶ沢字宮田 54)

利用料: 250 円(1か月)

※2か月分 500 円を偶数月に集金

[活動内容]

いきいき百歳体操、講師を招いた体操、軽体操、脳トレや合唱などを行っています。茶話会とおしゃべりも楽しんでます!

～「通いの場」ってなに?～

介護予防、生きがいづくり、健康づくりのために地域のみなさんが集う場のこと。身近にあって気軽に行ける、楽しめる集まりのことです。

～ 広域的な「通いの場」とは ～

参加者を地区や学区、集落などに限定しないので、誰でも通いの場に行くことができます。

見学も大歓迎です。
スタッフも募集中☆

【お問い合わせ先】
保健福祉課 高齢者支援係
Tel 43-0490

